

「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン観光誘客プロモーション
(山陽圏第2期) 業務 提案公募実施要領

令和4年12月8日

○留意事項

- ・本実施要領は、「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン観光誘客プロモーション(山陽圏第2期)業務の「受託候補者」を提案公募により選定するために必要な事項を定めたものです。
- ・本業務は、令和5年1月以降に再開する予定の「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンの実施にあわせて行うものであり、令和4年度に上記のキャンペーンが実施されない場合は、本業務の執行は行いません。
なお、上記に伴い、提案公募参加者または受託候補者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担いたしません。

1. 目的

全国旅行支援として実施する、「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン(以下、「キャンペーン」という。)の期間を通して、島根県の観光誘客の主要ターゲットである山陽圏の在住者を対象に、キャンペーン及び島根県の観光情報を継続的に情報発信する観光誘客プロモーション(以下、「プロモーション」という。)を展開することで、島根県への来訪や宿泊意欲の喚起に繋げる。

2. 業務概要

(1) 業務名

「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーン観光誘客プロモーション
(山陽圏第2期) 業務

(2) 業務内容 別添「仕様書のとおり」

(3) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 委託上限額 10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

(1) 単独の法人、もしくは、複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

(3) 単独の法人、もしくは、コンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

- (ウ) 国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」または「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

募集に当たり、提案公募参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和4年12月8日（木）～令和4年12月14日（水）17時 ※参加表明書、提案質問書、提案書の様式は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 提案の参加表明書の提出	・提案に参加するものは、参加表明書（様式1：押印不要）を令和4年12月14日（水）17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ・参加表明書（様式1）に記載する添付資料をあわせて提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和4年12月16日（金）
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず提案質問書（様式2）にて、令和4年12月14日（水）17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和4年12月19日（月）
(6) 質疑の回答方法	・提案公募の参加資格があると通知した者に対して、各者から提出のあった質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 提案書提出期限	令和4年12月27日（火）17時

(8) 審査方法及び審査会の日程	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された提案書に基づいて、次項の審査基準により<u>書面による審査を行い</u>、本業務の内容に最も適する提案を提出した者（1者を予定）を受託候補者として選定する。 ※<u>対面でのプレゼンテーションは実施しない</u> ・審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行うことがある。 ・審査会の日程 令和5年1月上旬（予定）
(9) 受託候補者の選定	令和5年1月中旬を予定
(10) 提出先及び問い合わせ先 島根県商工労働部 観光振興課 観光宣伝グループ 担当：渡部、植田 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL：0852-22-6912 FAX：0852-22-5580 E-mail： kankou@pref.shimane.lg.jp	

5. 提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書（様式3）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 （図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・6部提出すること。 ・令和4年12月27日（火）17時までに持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（押印不要）を提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。
(4) その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書または提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託候補者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。提案にかかる経費は、受託候補者を選定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の提案は認めない。 ・提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、<u>内容の一部を変更する場合がある</u>。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・令和4年度島根県一般会計予算が議決されなかった場合は、本提案公募は停止し、本業務の執行は行わない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、提出された提案書に基づいて、次項の審査基準により 書面による審査を行い、本業務の内容に最も適する提案を提出した者（1者を予定）を受託候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。 		
(2) 審査基準	審査項目	審査内容	配点
	効果的な企画・手法の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン及び島根県の観光情報を多数のメインターゲットに確実に訴求させ、島根への来訪や宿泊意欲の喚起に繋がる、効果的な提案がなされているか 	25
	島根の魅力のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・「美肌県しまね」や「ご縁の国しまね」をキャッチコピーとして、キャンペーンや観光スポットの魅力等を、メインターゲットに印象づけるPR手法が提案されているか ・島根県内全域（出雲地域・石見地域・隠岐地域）の観光情報を発信する工夫がなされているか 	20
	メディアへの露出	<ul style="list-style-type: none"> ・各種メディア等を効果的に組み合わせ、プロモーション期間を通して、できるだけ切れ目なくメディア露出させるPR手法が提案されているか ・PR実施のタイミング、期間、連動性などを考慮した効果的なPR手法になっているか 	20
	独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の独自の発想に基づく提案内容が含まれているか 	10
	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑かつ確実に遂行することのできる実施体制・人員が整っているか ・県との連絡窓口が明確であり、要請に応じて即時に対応できる体制が整っているか ・作業ごとに開始・終了が明確であり、計画的で無理のないスケジュールになっているか ・本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果を有しているか 	10
	成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の設定及び検証方法は適切か ・実現性のある指標設定となっているか 	10
	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適切な見積額になっているか ・予算額の範囲内で最大限のPR効果が得られる内容になっているか 	5
	合計得点		100
(3) 提案者への採否通知	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月中旬に参加者に文書により通知する ・文書には下記の項目を記載する <ol style="list-style-type: none"> ①審査結果 ②採択・不採択の理由 ③受託候補者の名称 		

7. 契約手続き等

(1) 委託料上限額	10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、受託候補者の提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2) 契約方法等	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき、県が必要があると認めたときは、契約書に定める額の範囲内で前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7) 契約書及び仕様書	別途作成・指示する。